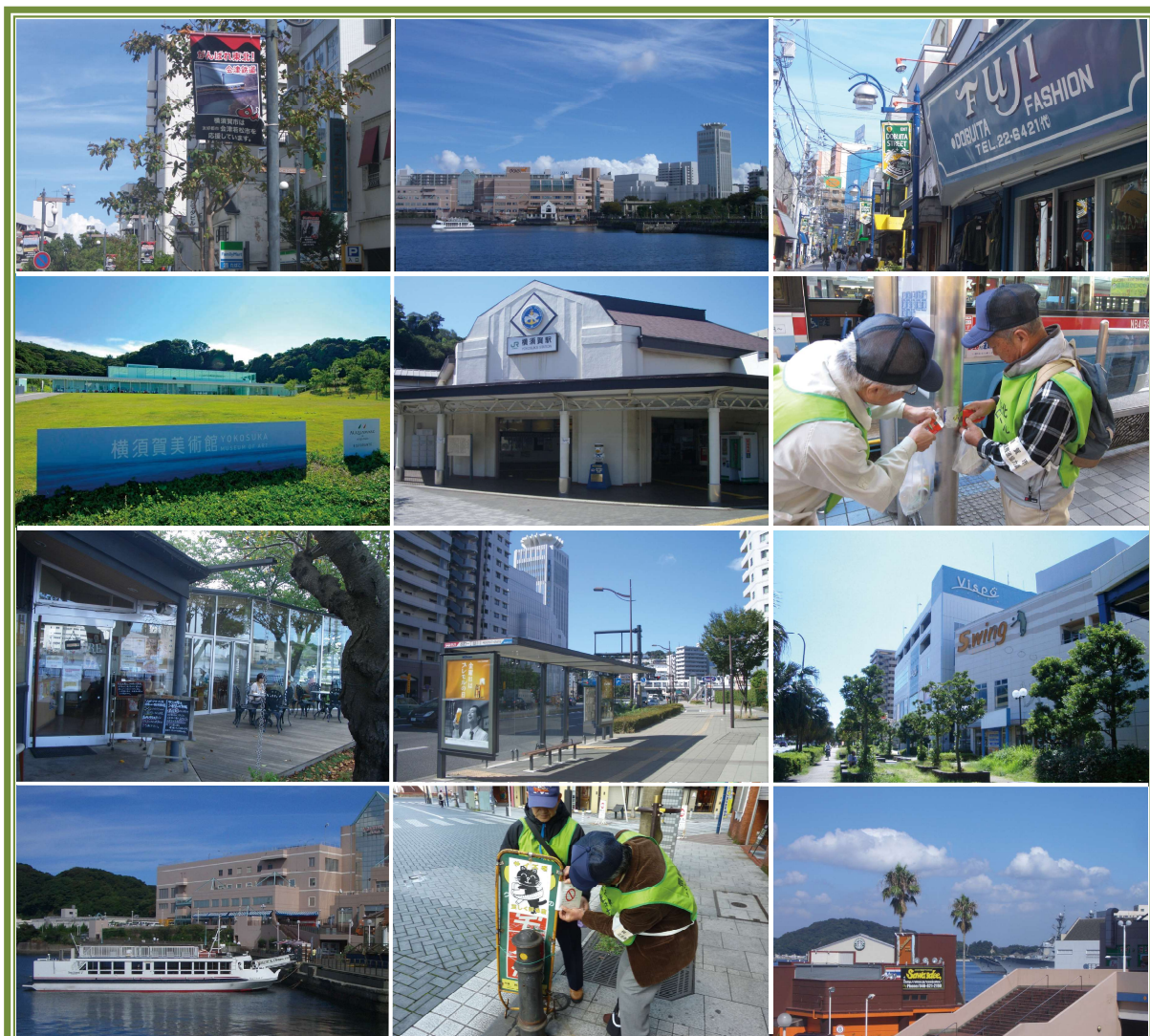


横須賀市屋外広告物条例のあらまし



良好な広告景観と安全で快適な歩行空間を目指して

屋外広告物（看板等）は、必要な情報を提供したり、街を活気づけたりしますが、無秩序に掲出されると安全で快適な歩行空間や街並みの良好な景観を阻害しかねません。

そのために横須賀市では「横須賀市屋外広告物条例」により、屋外広告物の掲出に適正な規制や誘導を行います。

屋外広告物を出す場合のルール

屋外広告物を出せない禁止地域や禁止物件があります。

（一定の基準を満たせば出せるものもあります。）

- 禁止地域 史跡、名勝／緑を保全する地域／住宅街／風致地区／道路及び道路用地並びにこれらから展望できる範囲で市長が指定する地域／河川及び海岸並びにその付近で市長が指定する地域等
- 禁止物件 橋梁、ガード、高架構造物、トンネル、信号機、道路の分離帯及び防護さく、道路標識、カーブミラー、街路樹、郵便ポスト、電話ボックス等
（電柱・街灯柱や消火栓の標識柱等は、一定の基準を満たすもの以外は禁止しています。）

設置位置等の基準があります。

地域ごとの特性に合わせて、広告物の大きさや設置位置等の基準があります。

（注）設置位置等の基準は見開きをご覧ください。

許可申請が必要です。

許可地域で、次の広告物を出す場合は事前に許可を受ける必要があります。

〔禁止地域ではこれらの広告物は設置できません。〕

- 特定屋外広告物（高さが4mを超える広告物）を設置する場合
- 自家用広告物（※1）以外の広告物（第三者広告）を設置する場合
- 1事業所に10㎡を超えて自家用広告物を設置する場合

許可期間終了後も引き続き広告物を出すときは、継続許可申請が必要です。

（注）許可申請には、裏面の許可申請手数料が必要です。

適用除外があります。

社会生活を営むうえで、必要最小限の広告物は、許可規定や禁止規定などの適用を除外します。

- 例えば、法令の規定により出されるもの、国や地方公共団体の広報、冠婚葬祭・祭礼等のため出されるもの等は、許可申請は不要で、禁止地域や禁止物件の適用も除外されます。
- また、自家用広告物の表示面積の合計が10㎡以下（第1種禁止地域内では5㎡以下）の場合は、許可申請は不要で、禁止地域の適用も除外されます。（設置位置等の基準に適合する必要はあります。また、特定屋外広告物は適用除外になりません。）

（注）この他にも適用除外広告物がありますので、事前にご相談ください。

工事施行者は屋外広告業の登録を受ける必要があります。

横須賀市内で屋外広告業を営む場合は、次のいずれかにより屋外広告業の登録を受ける必要があります。

- 横須賀市に登録申請して登録を受ける。
- 神奈川県に登録申請して登録を受けた後、横須賀市にその旨を届け出る「登録の特例」の手続を行う。

広告物の表示又は設置の工事を発注する方へ

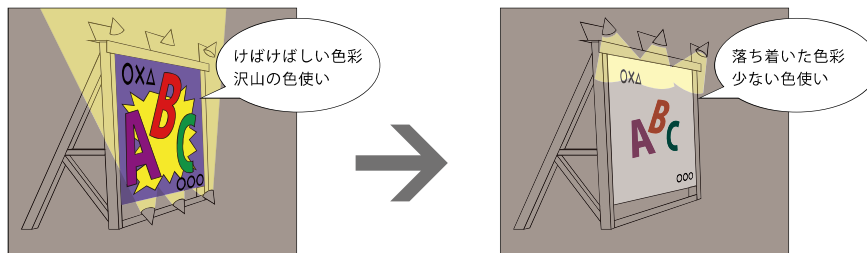
まちなみ景観課では、登録を受けた「屋外広告業者」及び登録の特例の手続きをした「特例屋外広告業者」をホームページ等で公開しています。

発注する際は、依頼先がこれら登録業者であることを確認しましょう。

※1 自家用広告物とは…自己の店舗、営業所、事業所またはこれらの敷地内に自己の所在地、名称、屋号、商標、営業内容（自己の営業に係る特定の商品名等を表示するものにあつては、その表示面積が全体の表示面積の2分の1以下であるものに限る。）等を表示するもの。

配慮事項

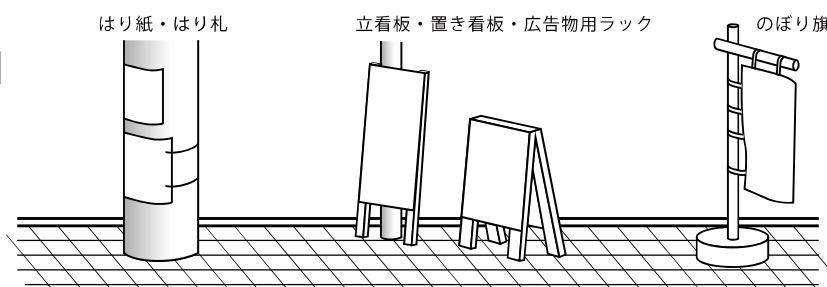
- ・周囲の景観に適した、意匠や色彩としてください。
- ・夜間を対象とするものは、昼間の美観も考慮してください。
- ・照明を利用するものは、上空への光の漏洩を少なくしたものとしてください。
- ・広告物に使用する色彩は、けばけばしい色彩、沢山の色使い、



道路上等の違反広告物について

- ・横須賀市屋外広告物条例により道路上等に事業用の広告物を出すことは原則禁止しています。
- ・道路上等に出された、条例で禁止されている「はり紙、はり札等、のぼり旗、立看板等」は、簡易除却の対象として除却、処分を行います。

禁止事例



許可の期間及び許可申請に必要な手数料

区 分		単 位	許可の期間	手 数 料
はり紙		100枚	1月以内	500円
はり札及び電柱又は街灯柱を利用するもの		1枚	1年以内	50円
電車、自動車等の移動するものの外面を利用するもの		1台	1年以内	500円
他に規定するものを除くほか、 広告塔、広告板、建築物その他の 工作物等を利用するもの	照明装置のないもの	1基	3年以内	1,500円 (広告等に使用される面の表面積が5㎡を超えるときは、1,500円にその超える5㎡又はその端数毎に1,500円を加算した額)
	照明装置のあるもの	1基	3年以内	2,400円 (広告等に使用される面の表面積が5㎡を超えるときは、2,400円にその超える5㎡又はその端数毎に2,400円を加算した額)
アーチ（道路を横断して設置する場合に限る。）	照明装置のないもの	1基	3年以内	6,000円
	照明装置のあるもの	1基	3年以内	9,000円
アドバルーン	照明装置のないもの	1個	1月以内	1,000円
	照明装置のあるもの	1個	1月以内	1,500円
立看板		1基	1月以内	100円
広告幕(昇降装置のあるもの及び枠や板に固定されたものを除く。)		1張	1年以内	200円
のぼり旗		1本	1年以内	100円
標識柱を利用するもの		1本	1年以内	50円

備考 はり紙の枚数が、100枚未満であるとき又はその枚数に100枚未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は100枚として計算する。

お問合せ先：横須賀市都市部まちなみ景観課 屋外広告物担当

TEL 046-822-8127 E-mail keikan-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp

詳細はこちら [横須賀市 屋外広告物 検索](#)

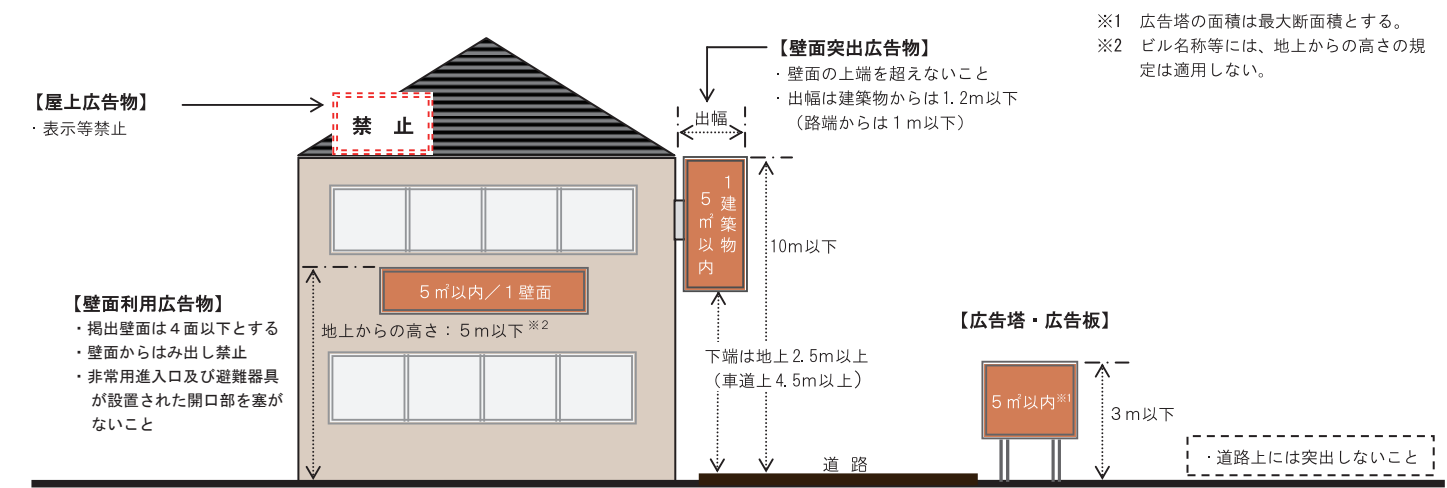
設置位置等の基準

■ 第1種禁止地域 ■	国、県、市の指定又は仮指定の文化財の地域又は場所・保安林・近郊緑地特別保全地区・特別緑地保全地区・第一種風致地区・自然環境保全地域・古墳・墓地・火葬場・横浜横須賀道路沿道両側500m以内及び海岸線から100m以内の地域(ただし、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域は除きます。)
■ 第2種禁止地域 ■	第1種禁止地域を除いた次に掲げる地域 第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域(ただし、一般国道及び県道の両側30m以内にある第1種中高層住居専用地域は除きます。) 第4種風致地区

・ 広告物の表示面積の合計は、第1種禁止地域にあつては5㎡以内、第2種禁止地域にあつては、10㎡以内とする。

・ ネオン照明、点滅照明、動光、電光表示装置及び投影広告物の設置又は投影は禁止。

・ 眺望景観保全基準が定められた場合は、屋外広告物等の地上からの高さは、当該基準に示す建築物等の高さの最高限度以内とする。

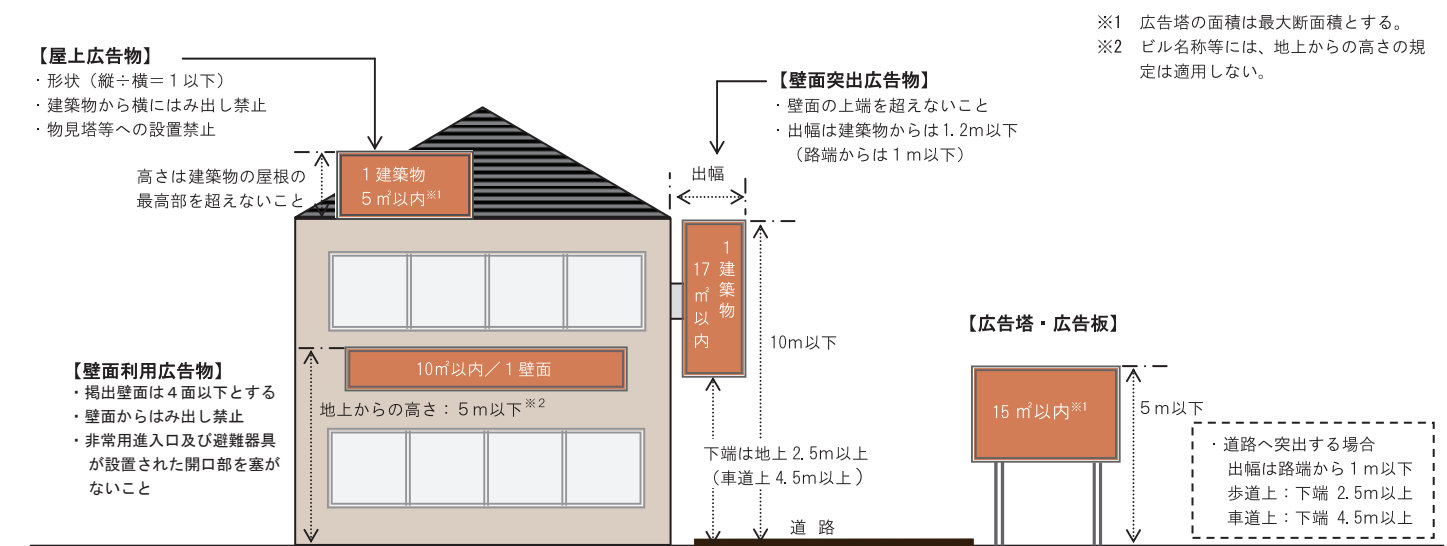


■ 第1種許可地域 ■	第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域(ただし、一般国道及び県道の両側30m以内にある第1種住居地域は除きます。) 市街化調整区域・一般国道及び県道の両側30m以内にある第1種中高層住居専用地域
-------------	---

・ 広告物の表示面積の合計は47㎡以内とする。

・ ネオン照明、点滅照明、動光、電光表示装置及び投影広告物の設置又は投影は禁止。

・ 眺望景観保全基準が定められた場合は、屋外広告物等の地上からの高さは、当該基準に示す建築物等の高さの最高限度以内とする。



基準の読み方

・ 広告塔の最大断面積の算出

計算式 $\sqrt{(A^2+B^2)} \times C$

・ 屋上広告物の形状

広告面の縦÷横を1以下とすること(B÷A=1以下)
※広告塔の場合は、最大断面積の形状を縦÷横=1以下とすること

・ 壁面広告の地上からの高さ

(第2種・第3種許可地域の例)

地上から10m以下に設置

第2種許可地域

準工業地域・工業地域・工業専用地域・第2種住居地域・一般国道及び県道の両側30m以内にある第1種住居地域・近隣商業地域

- 電光表示装置及び投影広告物を設置し、又は投影する場合は、別に定めた基準も満たすこと。
- 眺望景観保全基準が定められた場合は、屋外広告物等の地上からの高さは、当該基準に示す建築物等の高さの最高限度以内とする。

【屋上広告物】

- 形状（縦÷横＝1以下）
- 建築物から横にはみ出し禁止
- 物見塔等への設置禁止

【壁面利用広告物】

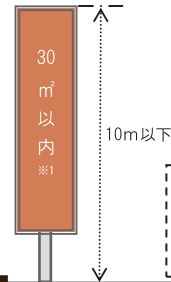
- 掲出壁面は4面以下とする
- 壁面からはみ出し禁止
- 非常用進入口及び避難器具が設置された開口部を塞がないこと

【壁面突出広告物】

- 壁面の上端を超えないこと
- 出幅は建築物からは1.2m以下（路端からは1m以下）

- ※1 広告塔の面積は最大断面積とする。
- ※2 建築面積が20㎡以下で高さが10mを超える建築物以外に表示する広告幕（昇降装置のあるものに限る。）やビル名称等には、地上からの高さの規定は適用しない。
- ※3 建築面積が20㎡以下で高さが10mを超える建築物には、屋上広告物は設置できない。
- ※4 設置箇所の建築物の高さをいう。

【広告塔・広告板】



- 道路へ突出する場合
出幅は路端から1m以下
歩道上：下端 2.5m以上
車道上：下端 4.5m以上

第3種許可地域

商業地域

- 電光表示装置及び投影広告物を設置し、又は投影する場合は、別に定めた基準も満たすこと。
- 眺望景観保全基準が定められた場合は、屋外広告物等の地上からの高さは、当該基準に示す建築物等の高さの最高限度以内とする。

【屋上広告物】

- 形状（縦÷横＝1以下）
- 建築物から横にはみ出し禁止
- 物見塔等への設置禁止

【壁面利用広告物】

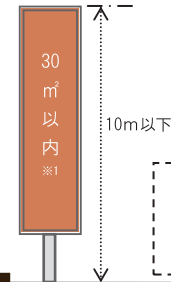
- 掲出壁面は4面以下とする
- 壁面からはみ出し禁止
- 非常用進入口及び避難器具が設置された開口部を塞がないこと

【壁面突出広告物】

- 壁面の上端を超えないこと
- 出幅は建築物からは1.2m以下（路端からは1m以下）

- ※1 広告塔の面積は最大断面積とする。
- ※2 建築面積が20㎡以下で高さが10mを超える建築物以外に表示する広告幕（昇降装置のあるものに限る。）やビル名称等及び広告協定建築物の認定を受け一定条件を満たして表示する店舗名称には、地上からの高さの規定は適用しない。
- ※3 建築面積が20㎡以下で高さが10mを超える建築物には、屋上広告物は設置できない。
- ※4 設置箇所の建築物の高さをいう。

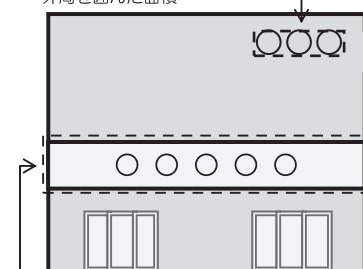
【広告塔・広告板】



- 道路へ突出する場合
出幅は路端から1m以下
歩道上：下端 2.5m以上
車道上：下端 4.5m以上

・壁面広告の面積の算出

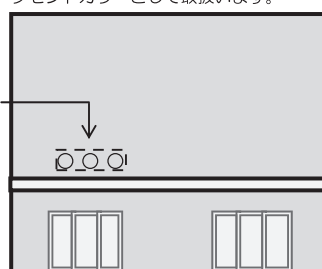
箱文字、切文字、ネオンは、外周を囲んだ面積



広告板を設置する場合は、広告板の面積

壁面に直接表示するラインは、壁面のアクセントカラーとして取扱います。

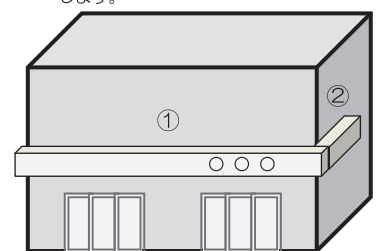
この場合、広告物の面積は囲んだ部分



※壁面の色彩については、別途、横須賀市景観計画の色彩基準があります。

ペイントしたラインは広告物としません。

2壁面以上にまたがる広告物（コンビニ看板など）は、1壁面ごとに面積を算出します。



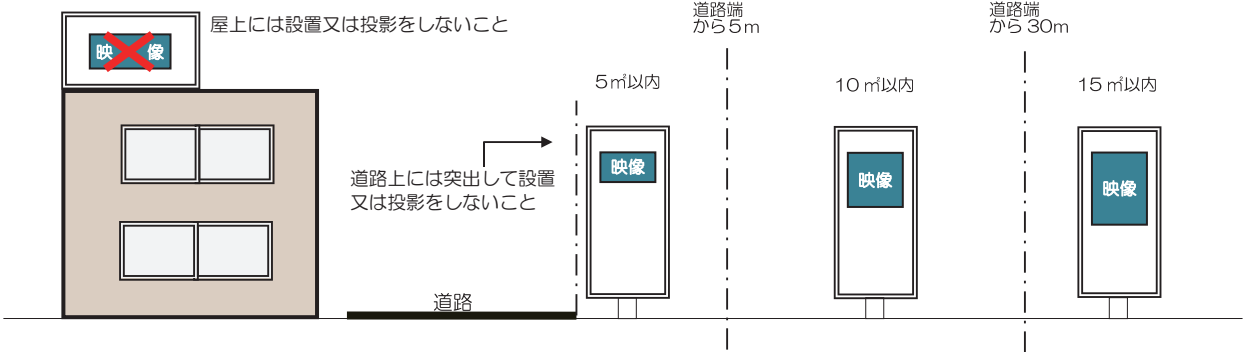
◎ 電光表示装置及び投影広告物を設置し、又は投影する場合の基準

- 電光表示装置とは
横須賀市屋外広告物条例では、電氣的に発光することにより常時表示の内容を変化させることができる装置を「電光表示装置」としています。
具体的には、電光掲示板や映像が表示される広告物が該当します。
- 投影広告物とは
横須賀市屋外広告物条例では、建築物等に光で投影する方法により表示される広告物を「投影広告物」としています。
具体的には、プロジェクションマッピングが該当します。
- 電光表示装置及び投影広告物を設置し、又は投影することができる地域
第2種許可地域と第3種許可地域において、電光表示装置及び投影広告物を設置し、又は投影することができます。
(第1種禁止地域・第2種禁止地域・第1種許可地域では、ネオン照明、点滅照明、動光、電光表示装置及び投影広告物の設置又は投影はできません。)

電光表示装置及び投影広告物の基準（第2種・第3種許可地域）

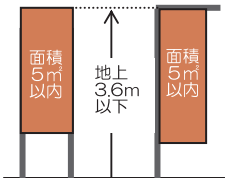
建築物の壁面に直接設置するもの（壁面広告）	1 道路には突出しないこと。 2 道路からの距離が5m以内の場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は5㎡以内とすること。 3 道路からの距離が5mを超え30m以内の場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は10㎡以内とすること。 4 道路からの距離が30mを超える場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は15㎡以内とすること。 5 道路からの距離が5m又は30mの内外にまたがる場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は小さい方の面積以内とすること。 6 一建築物の一壁面についての表示面積は15㎡以内とすること。 7 通行車両に対して表示されていないと認められる場合は、上記第2号から第5号までの規定は適用しない。（第3種許可地域に適用）
建築物の壁面から突出するもの（袖看板）	1 道路には突出しないこと。 2 道路からの距離が5m以内の場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は1面5㎡以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は10㎡以内とすること。 3 道路からの距離が5mを超え30m以内の場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は1面10㎡以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は20㎡以内とすること。 4 道路からの距離が30mを超える場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は1面15㎡以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は30㎡以内とすること。 5 道路からの距離が5m又は30mの内外にまたがる場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は小さい方の面積以内とすること。 6 一建築物につきその表示面積の合計は30㎡以内とすること。（第3種許可地域に適用）
建築物の上部から突出するもの（屋上広告）	1 設置し、又は投影しないこと。
広告塔及び広告板（建植広告）	1 道路には突出しないこと。 2 道路からの距離が5m以内の場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は1面5㎡以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は10㎡以内とすること。 3 道路からの距離が5mを超え30m以内の場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は1面10㎡以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は20㎡以内とすること。 4 道路からの距離が30mを超える場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は1面15㎡以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は30㎡以内とすること。 5 道路からの距離が5m又は30mの内外にまたがる場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は小さい方の面積以内とすること。 6 一敷地について、電光表示装置又は投影広告物を有する広告物等の設置及び投影は2基以内とすること。

イメージ図

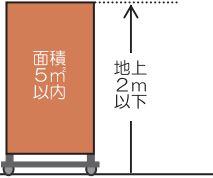


◎ 広告塔、広告板に類するもの

■ 立看板・のぼり旗



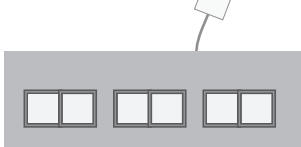
■ 置き看板



- ・2面以上ある場合は、最大断面積が5㎡以内

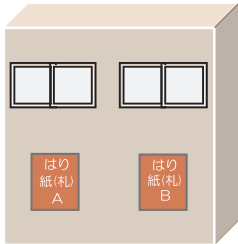
■ アドバルーン

- ・直径3m以下のものとする
- ・掲揚する場合は高度45m以下とする
- ・雨、雪又は毎秒5m以上の風のときは、掲揚しないこと
- ・広告物は長さ15m以下、幅1.5m以下とし、主綱に緊結すること
- ・掲揚時には常時2人以上の監視人を置くこと



◎ はり紙、はり札

- ・1枚1㎡以内
- ・同一のものを連続して表示しないこと
- ・容易に除却できる方法によること



◎ 眺望景観保全基準が定められている場所

- 次の2か所。区域等の詳細は、まちなみ景観課ホームページ等でご確認ください。
- ・「中央公園眺望点」にかかる区域
（次の町の一部：新港町、日の出町1～3丁目、米が浜通1・2丁目、平成町1～3丁目、安浦町1丁目、深田台）
 - ・「くりはま花の国眺望点」にかかる区域
（次の町の一部：長瀬1～3丁目、久比里2丁目、久里浜6～9丁目、神明町）

これら以外の広告物等にも基準がありますので、まちなみ景観課までお問い合わせください。